

国民健康保険税の納税通知書と介護保険料・後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送

国民健康保険税（当初・過年度）の納税通知書と、介護保険料・後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7月15日（金）に発送します。

国民健康保険税

6月20日以降に加入・脱退等の手続きをされた方には、8月以降に納税通知書を発送します。

※国民健康保険税は、世帯の中に国民健康保険加入者がいる世帯主に課税されます。納税通知書も世帯主宛てに発送します。

※国民健康保険に加入・脱退するときは、届出が必要です。

介護保険料・後期高齢者医療保険料

保険料を年金から天引きされている方への、10月から翌年8月までの天引き額のお知らせは、9月に発送します。

また、所得の更正により保険料が変更になったときや、転入・転出等により納付方法が変わるときは、随時お知らせします。

※令和3年度に年金からの天引きで納めていた場合でも、年度途中で納付が完了した場合や、年金担保の貸付を利用した場合等は、納付書での納付となる場合があります。通知が届きましたら、必ず内容の確認をお願いします。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

新型コロナ対策 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免

下表に該当する方の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免します。手続きの方法など、詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免対象となる方	介護保険料が減免対象となる方
新型コロナの影響により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病（※1）を負った世帯	新型コロナの影響により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病（※1）を負った第一号被保険者
新型コロナの影響により、主たる生計維持者の事業収入等（※2）の減少が見込まれ、以下の要件すべてに該当する世帯 ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の10分の3以上 ・前年の合計所得金額が1,000万円以下 ・減少が見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下 国民健康保険税については、非自発的失業による軽減制度の対象者は減免対象外。	新型コロナの影響により、主たる生計維持者の事業収入等（※2）の減少が見込まれ、以下の要件すべてに該当する第一号被保険者 ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の10分の3以上 ・減少が見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下

※1 1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合が該当します。

※2 事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のことを指します。自己都合による退職者は、給与収入減少を理由とする減免の対象になりません。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

市税等口座振替キャンペーン



市税等の口座振替を申し込んだ方に、QUOカード1,000円分を贈呈します。

■対象者 期間内に新規で対象市税等の口座振替登録をする方（キャンペーンへの応募は不要）で、市税等の滞納がない方

■期間 令和5年3月31日（金）まで

■対象となる市税等 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）

■対象外となる場合

・対象となる市税等の課税がない方

・特別徴収（給与や年金から天引き）されている方
・既に口座振替を利用している、または過去に口座振替を利用した市税等を重複して申し込みする方
・引き落とし口座を変更する方

■口座振替の申し込み方法

通帳・通帳届出印を添え、各取扱金融機関窓口で申し込み
■取扱金融機関 足利銀行・栃木銀行・足利小山信用金庫・宇都宮農業協同組合・小山農業協同組合・ゆうちょ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行*・常陽銀行

※介護保険料、後期高齢者医療保険料の取り扱いはありません。

市外の支店をご利用の際は、市指定の口座振替依頼書を送付しますので、税務課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891